

# 監 査 報 告 書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 矢 頭 範 之 殿

令和2年5月8日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

監 事 信 太 貢 印

監 事 木 村 一 美 印

監 事 齋 木 賢 二 印

監 事 櫻 井 清 印

私ども公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「当法人」という。）監事は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第21会計年度における当法人の会計及び業務に関する監査を行った結果を次のとおり報告する。

## 1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査については、当法人の本部及び各支部の決算関係書類たる帳簿並びに書類の閲覧等、必要と思われる監査手段を用いて当該書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査については、理事からの業務報告を聴取し、関係書類の閲覧等必要と思われる監査手段を用いて当法人の業務執行の妥当性を検討した。

## 2 監査意見

- (1) 公益法人会計基準に規定する財務諸表は、会計帳簿の記載の金額と一致し、当法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 業務報告について  
業務報告については、その遅滞解消に向けた取り組みの成果は認められるものの、依然として、業務報告を意識的に行わない会員や業務報告提出義務についての理解が不十分な会員が存在する。  
毎年同様の監査意見を記載せざるを得ないことは誠に遺憾であるが、業務報告の必要性等について、会員に対しさらなる周知徹底をされたい。

(3) 成年後見制度利用促進施策等の未執行业務の存在に関する問題について

支部の決算書類等を閲覧したが、本部が提示している重要施策につき支部において事業化していない場合や予算計上し事業化しているが当該予算が未執行となっている場合が散見された。

当法人は、その形態として、特に本部・支部が一体となって重要施策につき事業執行していくことが必要であるものとする。

したがって、本部におかれては、成年後見制度に関わる本法人の重要施策に対する支部への情報提供を徹底し、支部におけるその事業化の実態及び未執行业務の存在の原因を十分に把握し、それらを改善すべきである。

(4) 業務報告精査センター（仮称）構想について

業務報告精査センター（仮称）（以下「精査センター」という。）構想については、各支部への意見聴取に加え、パイロット的事業運用をしている兵庫支部と支部独自の事業として運用している東京・大阪の各支部の執務管理（精査）センター（以下「3支部の執務管理センター」という。）に関わる各種データを比較検討している段階にあるようである。

一方、当法人が目指す精査センター構想を確定的に示すことができない状況の長期化は避けるべきであるとの観点から、実現の可能性や設置可否の判断材料の提供（検討結果報告）を速やかに行うべき段階が到来しているものとする。

すなわち、3支部の執務管理センター事業は今後ますます増大し、3支部それぞれが支部の実情に応じた運営を進めると予想されるが、精査センター構想案の提示に相当の時間を要する場合、当法人が目指す精査センターとの運営方法の乖離などの問題が懸念される。

したがって、精査センター構想における財政的な検討、特に費用対効果の検証は必須であるが、これらを踏まえた一定の方向性を示す具体案（10年程度のシミュレーションを含む）の策定を加速されたい。

(5) 職員体制の問題について

ここ数年、職員の員数が急増している。増加する当法人業務への対応であろうと思われるが、支出に占める人件費の割合が年々高くなってきている。今後、新たな職員の雇用方法の改善が必要であるとする。

(6) 支部監査の問題について

当法人は、支部監査チェックリストを活用し、支部監査の適正性の担保を図っている。

提出されたチェックリストによると的確な監査、詳細な説明と資料提供がなされ確実に適正性の担保の向上が認められる。

一方、一部の支部においてチェックリストの提出がなく、支部監査の適正性の確認が不十分となっている。

支部監査の報告の重要な内容となるチェックリストの作成は、一支部の問題ではなく、当法人全体の事業の適正な運営を担保するために必須のものであることの再確認をお願いしたい。

なお、支部監査のさらなる充実を図るため、場合によっては、本部監事による支部における監査を実施することの必要性も存するものとする。

(7) 財務運営改革に関する問題について

前年指摘のあった遊休財産額については、遊休財産額が遊休財産の保有上限額を大きく上回った支部は26支部に減少し、前年度遊休財産額が極端に少なかった支部の資金繰りは解消され、法人全体としての遊休財産額の割合は前年比6.8%増の67.9%であった。

これらは、緊急避難的に事業活動特別交付金を実施されたことや本部が本部の事業執行の効率化を図るなどした結果であることがうかがえるが、確定的な当法人の抜本的財政改革案の策定、提示には至っていない。

最優先課題であると認識され、日本司法書士会連合会との協議のみならず、財務運営を踏まえた確定的な改革案を早急に導き出されるよう求める。

(8) 寄付に関する問題について

現在、当法人の会員が後見人等を行う被後見人等から当法人への寄付を募ることや、被後見人等が遺言をする際に当法人への遺贈を進言することは、会員執務規則の規定により行えないと解釈され、運用されている。その内容は基本的に是認されるべきものであるが、一律にすべての寄付や遺贈を当法人は受けられないとする解釈がされている状況が存するものとする。

しかし、当法人の業務の社会的必要性、厳格な業務執行方法等、他から何ら批判されることのない公益的活動を行っているのであるから、会員が関与した被後見人等からの寄付や遺贈をいただくことの余地は一定程度残しておくべきではなかろうか。

すなわち、社会的な妥当性や将来の紛争発生の予見可能性が皆無である内容の場合等、社会的な批判を受ける余地のない方法により寄付や遺贈を受けることを可能とする条件等を検討し、現在の運用を改善すべきとする。

(9) 事業報告の内容は事実と認め得る。

(10) 理事の職務執行に関する不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上